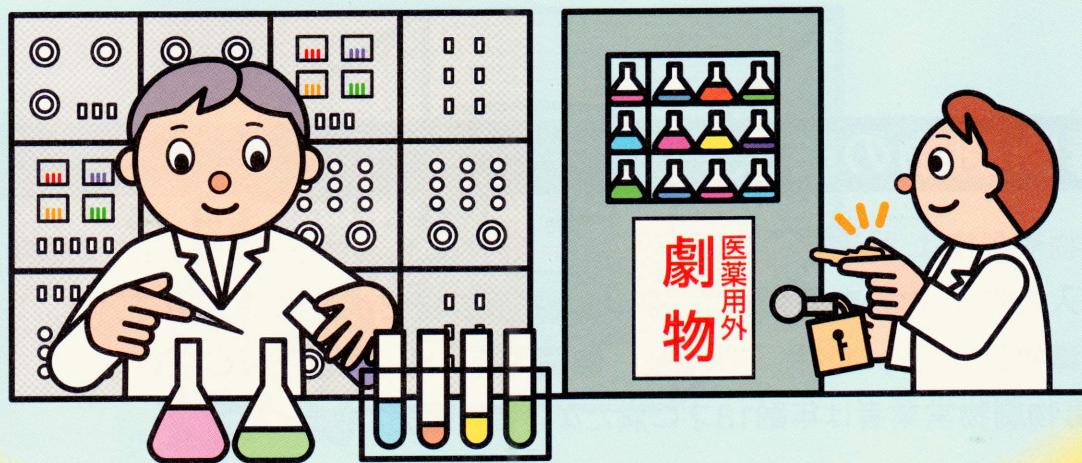
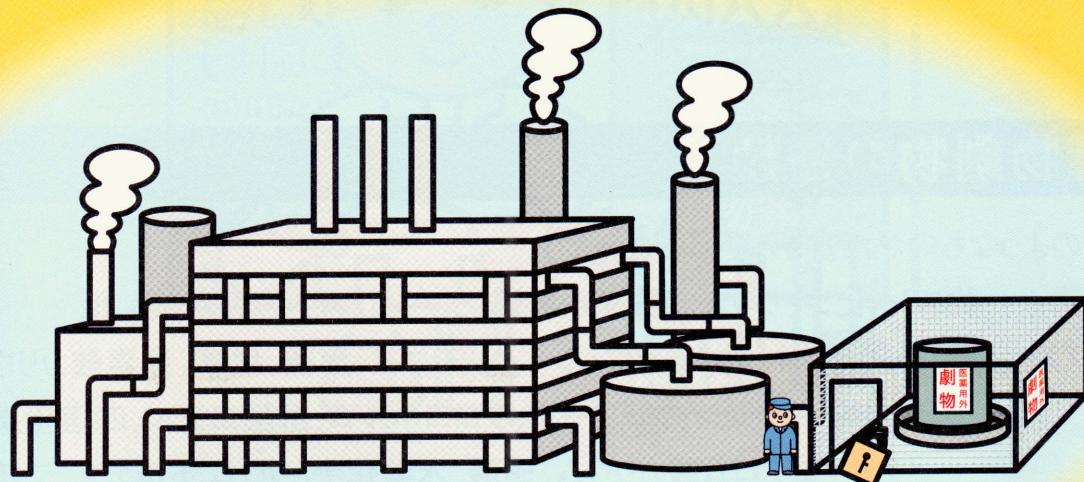


毒物及び劇物を取扱う皆様へ

毒物 創物

の適正な取扱いの手引



はじめに

現在、毒物や劇物を含む多くの化学物質が多方面で使われており、私達の生活には必要不可欠なものとなっています。その中で、**毒物**や**劇物**は毒性が非常に強い物質で、少量でも身体を著しく害し、引火性・爆発性の高いものも多く、事故が発生した場合は大きな被害が発生するおそれがあるなど、取り扱いを誤ると非常に**危険**です！

また、近年、毒劇物の飲食への混入事件が発生したり、地震時等災害時の流出を防止する必要があるなど、その管理には細心の注意が求められます。

このパンフレットは、「**毒物及び劇物取締法**」によって義務づけられている事項をわかりやすくまとめたものです。

毒劇物を適性に取り扱い、事故の未然防止や誤った使い方を防止するためにお役立てください。

毒物劇物の種類

次のようなものが指定されています。

毒 物:アジ化ナトリウム、亜砒酸、黄磷、シアノ化カリウム、水銀 他

劇 物:亜硝酸ナトリウム、アニリン、アンモニア、塩酸、塩素、塩素酸カリウム、過酸化水素、キシレン、クレゾール、クロロホルム、酢酸エチル、四塩化炭素、臭化メチル、重クロム酸カリウム、硝酸、水酸化ナトリウム、トルエン、二硫化炭素、フェノール、ホルムアルデヒド、メタノール、硫酸、硫酸銅 他

特定毒物:四エチル鉛、モノフルオール酢酸ナトリウム 他

毒物劇物の購入

毒物や劇物は、販売業の登録を受けている店から必要最小量を購入してください。

●購入の際は、次の事項を記載し押印した書面の提出が義務づけられている。

■毒物又は劇物の名称及び数量 ■購入年月日 ■住所・氏名・職業

[毒物劇物営業者は年齢18才に満たない者に販売できません。]

参考

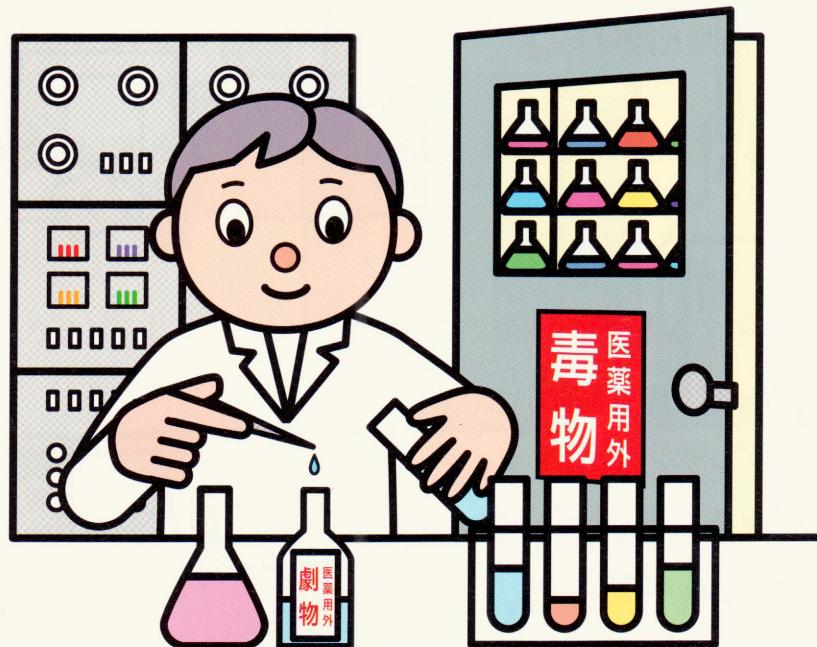
法…毒物及び劇物取締法
指定令…毒物及び劇物指定令
施行令…毒物及び劇物取締法施行令
施行規則…毒物及び劇物取締法施行規則

法第2条(定義)
指定令第1条(毒物) 第2条(劇物)
〃 第3条(特定毒物)
法第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)
法第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)

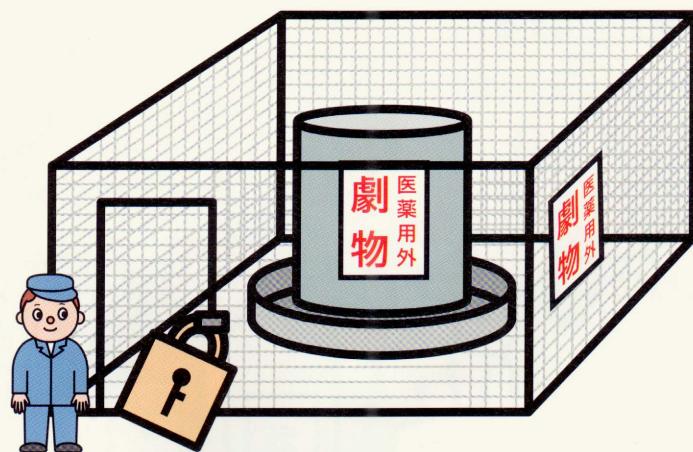
毒物劇物の保管

毒物劇物が盗まれたり紛失しないように厳重に保管管理してください。

- 保管場所は、鍵のかかる丈夫なものにする。
 - 鍵は管理者が責任をもって保管する。
 - 毒物劇物は他のものと区別して(専用保管庫など)保管する。
- [紛失等の防止のため、保管している毒物劇物の種類数量などを常に把握しておきましょう。]



- 屋外に保管する場合は、人が入り込まないように周囲に堅固なさくを設ける。



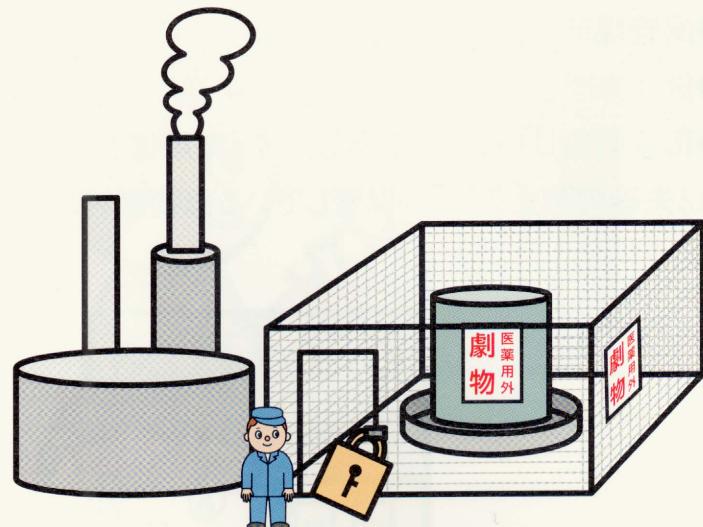
参考

法第11条(毒物又は劇物の取扱)
施行規則第4条の4(製造所等の設備)

毒物劇物の取扱

毒物劇物が事業所等の外に飛散したり、流れ出ないようにしてください。

- 貯蔵する容器やタンクは漏れたりしみ出ないものにする。
- 毒物劇物が地下にしみ込まないよう、床面はコンクリート等にする。
- 毒物劇物がまわりに流れ出ないように、周囲に防液堤を設ける。



毒物劇物を運搬する場合は、飛散したり流れ出ないようにしてください。

- 毒物劇物が転倒、落下しないように、ロープ等でしっかり固定する。
- 特定の毒物劇物については、運搬方法について基準が定められている。
 - 防毒マスク・ゴム手袋等を2人以上備える
 - 毒劇物の名称・成分・応急の措置等を記載した書面を備える
 - 毒** の標識を掲げる 等



間違って口に入ることのないように、飲食用の容器は絶対に使わないようにしてください。



参考

- 法第11条(毒物又は劇物の取扱)
施行規則第4条の4(製造所等の設備)
法第16条(運搬等についての技術上の基準等)

毒物劇物の表示

毒物又は劇物の容器には「医薬用外」の文字及び

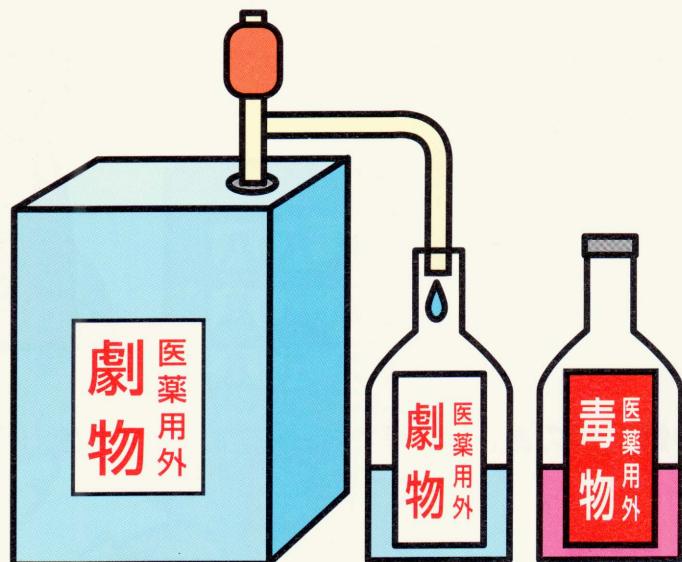
毒物は、赤地に白色をもって **毒物**

劇物は、白地に赤色をもって **劇物**

の表示をしなければなりません。

●別な容器に移しかえたときもかならず表示する。

●間違いをおこさないように名称も記載する。



貯蔵場所には「医薬用外」の文字及び毒物は **毒物** 効物は **劇物** の表示をしなければなりません。



参考

法第12条(毒物又は劇物の表示)

毒物劇物の所持

- 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有するもの（例：シンナーなど）は、みだりに摂取する目的で所持できない。

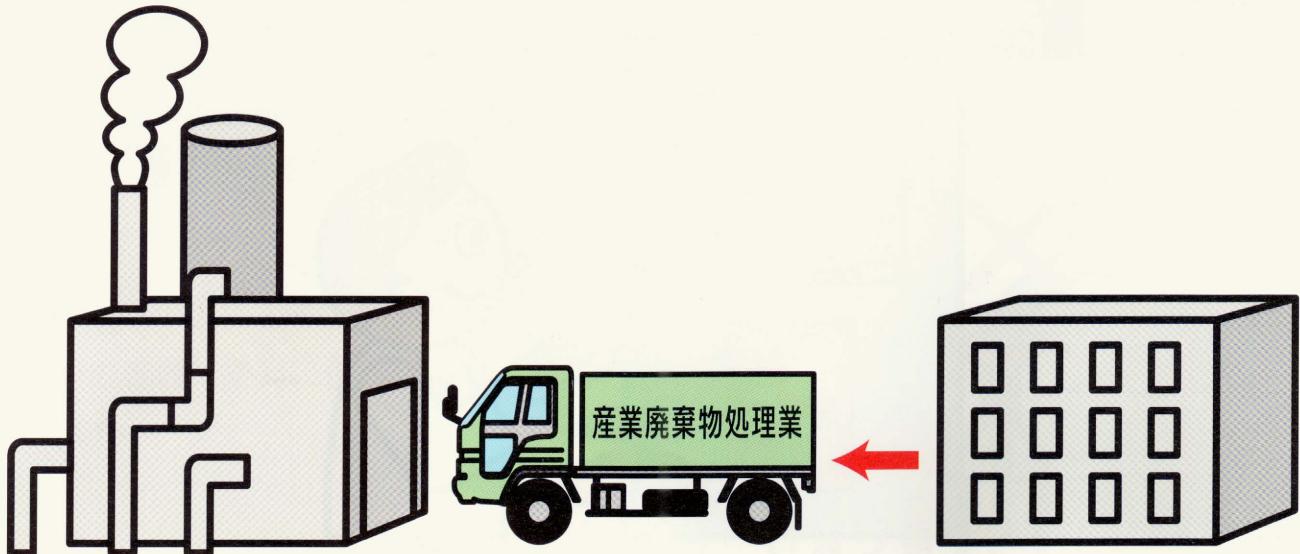


- 爆発性のあるもの等であって定められたもの（例：ピクリン酸など）は、正当な理由なく所持できない。

毒物劇物の廃棄

環境汚染を防ぐため、毒物劇物の廃棄は定められた方法で行ってください。

- 中和・加水分解・酸化・還元・希釀・その他の方法により毒物劇物に該当しないものにする。
- 事業所で処理できない場合は、知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託する。



参考

- 法第3条の3
- 法第3条の4
- 法第15条の2（廃棄）

事故等の際の処置

毒物劇物による事故等が発生した場合は関係機関に速やかに連絡をしてください。

- 毒劇物の飛散や漏れ等で、不特定又は多数の人に**危害**が及びそうな場合は直ちに消防機関、保健所又は警察署に届け出る。

- **盗難・紛失**の場合は直ちに警察署に届け出る。



震災対策

地震の際の事故の未然防止や被害を最小にするため、毒物劇物の安全対策を講じてください。

- 保管庫（棚）が転倒しないように壁や床に固定する。
- 毒物劇物が転倒落下しないような設備を設ける。



- 事故等の発生に備え、緊急連絡体制、応急措置等を定めた『**毒物劇物危害防止規定**』を作成し、日ごろから従業員等の教育・訓練を実施する。

参考

法第16条の2(事故の際の措置)

毒物劇物に関する問い合わせ

名 称	電 話	所 在 地
仙 南 保 健 所	0224-53-3111(代)	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1
塩釜保健所岩沼支所	0223-22-2188	〒989-2432 岩沼市中央3-1-18
塩 釜 保 健 所	022-363-5505	〒985-0003 塩釜市北浜4-8-15
塩釜保健所黒川支所	022-358-1111	〒981-3304 黒川郡富谷町ひより台2-42-2
大 崎 保 健 所	0229-91-0701(代)	〒989-6116 古川市李坪字神田227
栗 原 保 健 所	0228-22-2111(代)	〒987-2251 栗原郡築館町藤木5-1
登 米 保 健 所	0220-22-6111(代)	〒987-0511 登米郡迫町佐沼字西佐沼150-5
石 卷 保 健 所	0225-95-1411(代)	〒986-0812 石巻市東中里1-4-32
気 仙 沼 保 健 所	0226-22-6661	〒988-0045 気仙沼市田谷18-5
宮城県保健福祉部薬務課	022-211-2653	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1